

犬山市ふるさと納税払いチョイス Pay 加盟店登録募集要項

1. 目的

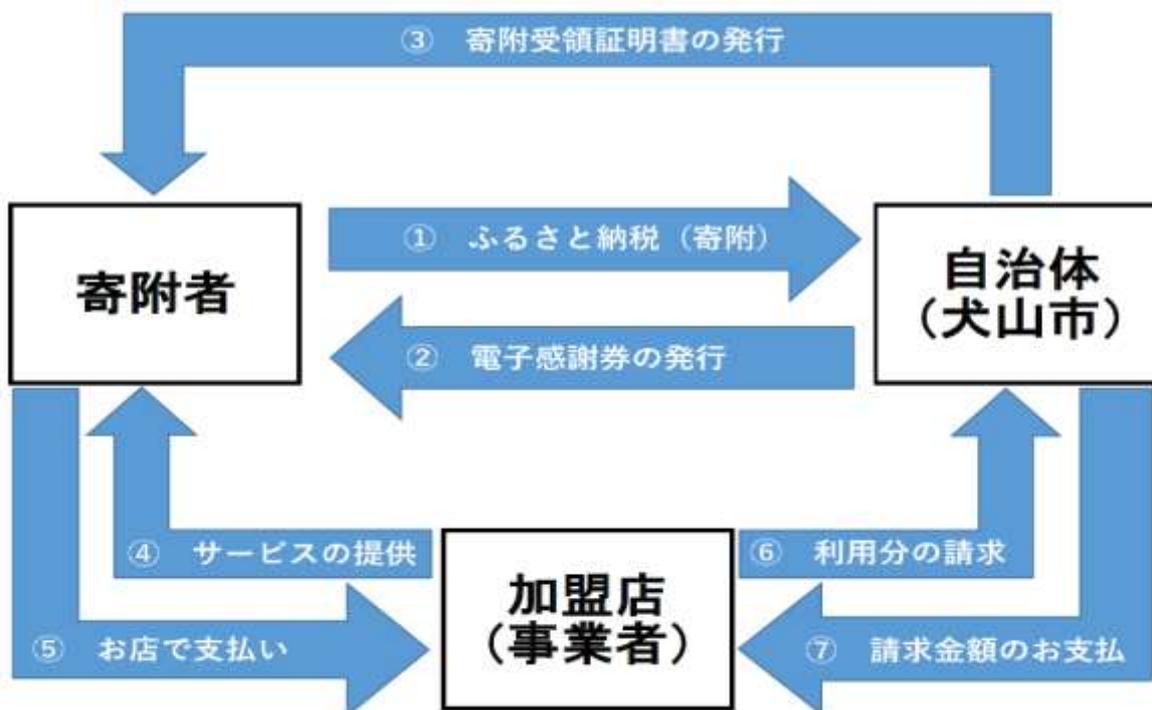
ふるさと犬山応援寄附金（ふるさと納税）の更なる促進と、犬山市（以下、「本市」とします。）及び地元業者の PR を図るため、ふるさと納税制度を活用したふるさと納税払いチョイス Pay を付与する取組を行います。そこで、この取組に参加していただき、ふるさと納税払いチョイス Pay を取り扱う登録事業者（以下、「加盟店」とします。）を募集します。

2. ふるさと納税払いチョイス Pay について

ふるさと納税払いチョイス Pay とは、ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」を通して寄附があった場合に、記念品の一つとして取扱う地域限定の電子割引ポイントであり、スマートフォンやタブレット端末を用いて、本市が定めた市内加盟店での食事、宿泊、レジャー、買い物等の支払時に利用できるものです。

3. 寄附申し込みから支払いまでの流れ

- ① 寄附者がふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」を通して、本市のふるさと納税払いチョイス Pay への申込みをします。
- ② ふるさと納税払いチョイス Pay を選択された寄附者に対し、記念品として本市がふるさと納税払いチョイス Pay（ポイント）を付与します。
- ③ 本市から、寄附者へ寄附金受領証明書等を発行します。
- ④ 寄附者が加盟店によるサービス等の提供を受けます。
- ⑤ 寄附者が加盟店に対し、ふるさと納税払いチョイス Pay（ポイント）を使用します。
- ⑥ 加盟店から、ふるさと納税払いチョイス Pay（ポイント）の利用分を本市に請求します。
- ⑦ 本市が加盟店に対し、寄附者のふるさと納税払いチョイス Pay（ポイント）利用分の金額を支払います。



4. 対象となる事業者

犬山市ふるさと納税払いチョイス Pay の加盟店の対象となる事業者は、申込時に以下の要件を全て満たす必要があります。ただし、全ての要件を満たしている場合でも、本市が加盟店として適当でないと認めた場合には、加盟店として登録はできません。

- ① 各種法令規則等に沿った生産・製造・販売等を行っていること。
- ② 犬山市内に本社又は事業所（工場等を含む）を有する法人、店舗、団体又は個人であること。
- ③ 市税の滞納がないこと。
- ④ 事業者の構成員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員ではないこと。
- ⑤ 「5. 対象商品・サービス等」に定める対象商品やサービス等を扱う店舗であること。
なお、同一店舗内で対象外の商品やサービス等を提供している場合は、ふるさと納税払いチョイス Pay の利用の可否を明確に区分・表示、運営できる店舗であること。
- ⑥ 公序良俗に反する営業店舗等ではないこと。
- ⑦ ふるさと納税払いチョイス Pay（ポイント）の利用状況や取り消し処理などに使用するスマートフォンやタブレット端末、パソコン等を自前で手配できること。

5. 対象商品・サービス等

犬山市ふるさと納税払いチョイス Pay として扱うことができる商品やサービス等は、総務省が定める「地場産品」に準じた次に掲げる基準のいずれかに該当する必要があります。

- ① 市内において生産されたものであること。
- ② 市内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されているものであること。
- ③ 市内において返礼品等の製造、加工、その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。
- ④ 返礼品等を提供する市内において生産されたものであって、近隣の他の市町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること
- ⑤ 地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
- ⑥ ①～⑤に該当する返礼品等と当該返礼品等とのあいだに関連性のあるものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等が主要な部分を占めるものであること。
- ⑦ 市内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。
- ⑧ 以下掲げる分類に該当しないこと。
 - ・ 金類似性の高いもの
例) プリペイドカード、商品券、電子マネー、ポイント・マイル、通信料金等及びそれに類するもの など
 - ・ 資産性の高いもの
例) 電気・電子機器、家具、貴金属、宝飾品、時計、カメラ、ゴルフ用品、楽器、自

転車等及びそれに類するもの など

- ・ 総務省より個別に指摘を受けたもの
例) 総務省により個別に返礼品の見直しの要請があったもの など

6. 加盟店の責務

加盟店は次に定める事項を守ってください。

- ① 対象商品やサービス等の品質に責任を負うこと。
- ② 対象商品やサービス等に対するクレームがあった場合は、適切かつ誠実に解決に努めるものとし、万が一対象商品やサービス等が原因で寄附者に損害を与えた場合は、加盟店が賠償の責任を負うこと。
- ③ 誤って基準対象外の商品やサービス等についてふるさと納税払いチョイス Pay (ポイント) が利用された場合は、速やかに本市に報告するとともに、寄附者へのふるさと納税払いチョイス Pay (ポイント) の返還もしくは基準を満たす商品との交換に応じること。なお、その場合において寄附者へ既に提供した基準対象外の商品やサービス等が返還されないことによる加盟店の損失については、本市は補償しません。
- ④ 申込内容に変更が生じた場合は、遅滞なく本市に連絡すること。
- ⑤ 申込内容に疑義が生じた場合で、本市が調査を必要と判断したときは、速やかに情報を開示するとともに、本市からの指示があった事項について適切に対応すること。
- ⑥ その他、加盟店規約 (犬山市ふるさと納税払いチョイス Pay) 及び各種法令等を遵守すること。

7. 募集期間

加盟店登録は随時受け付けます。

8. 登録期間

登録をされた加盟店は、市から継続の意思確認をし、原則翌年度も取り扱います (「12. 登録の取り消し」に該当するものは除きます)。ただし、ふるさと納税制度や本サービスが終了した場合などはこの限りではありません。

9. ふるさと納税払いチョイス Pay (ポイント) の清算について

本市へ代金の支払いを請求するときに、以下の書類が必要となります。請求は原則として月締めとし、翌月 15 日までに請求してください。ふるさと納税払いチョイス Pay (ポイント) の利用が完了したものが対象となります。

- ① 請求書
- ② ふるさと納税払いチョイス Pay (ポイント) を利用した商品やサービス等がわかる書類

10. 申し込み方法

次に掲げるものを持参、郵便、メールのいずれかで犬山市役所経営部経営改善課 (本庁舎 4 階: furusato-kifu@city.inuyama.lg.jp) まで提出してください。

- ① ふるさと納税払いチョイス Pay 事業者登録シート
- ② ポータルサイト、アプリ等に掲載する店舗などの写真画像データ

※できる限りメールで提出してください。

1 1. 加盟店の選考

加盟店の選考は、この募集要項の規定、法令等に照らし合わせ、適当と認められるか総合的に判断します。

1 2. 登録の取り消し

次のいずれかに該当するときは、登録を取り消します。

- ① 加盟店が営業を終了したとき
- ② 申請内容に虚偽があったとき
- ③ 加盟店の要件に該当しなくなったとき
- ④ 基準対象外の商品やサービス等について、意図的にふるさと納税払いチョイス Pay（ポイント）と交換していることが確認できたとき
- ⑤ 本市が必要と認める調査などに対し、正当な理由なく拒否又は指示に従わなかったとき
- ⑥ 制度の変更等により取り扱うことができなくなったとき
- ⑦ その他本市に損害を及ぼす可能性があると判断したとき

1 3. 留意事項

その他、次のことに留意してください。

a. 個人情報の取扱い

加盟店は、このふるさと納税払いチョイス Pay に係る事務等において知り得た個人情報を厳重に取り扱うものとし、他の目的に使用してはいけません。ただし、加盟店が改めて商品購入申込み等で知り得た個人情報は対象としません。

b. 譲渡等の禁止

加盟店登録に係る権利及び義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはなりません。

c. 妨害又は不当要求に対する通報義務

加盟店は、このふるさと納税払いチョイス Pay に係る事務等を処理するに当たり、暴力団関係者等から不当、違法な要求又は業務を妨害された場合は市及び警察に通報しなければなりません。なお、これらの不当介入を受けたにも関わらず通報しない場合は契約を解除することがあります。

d. その他

- ① 犬山市ふるさと納税払いチョイス Pay 加盟店として、対象商品やサービス等の品質には十分に留意するとともに、本要項に記載がない事項についても誠意をもって対応してください。
- ② QRコードでの決済となるため、ふるさと納税払いチョイス Pay（ポイント）の利用者がアプリに入力する内容（利用ポイント）を確認していただく必要があります。
- ③ QRコード決済時に入力誤り等が生じた場合は、加盟店側でシステムによる修正をしていただく必要があります。
- ④ 対象商品やサービス等の提供から、その対価となる金銭の清算までには一定の期間が生じます。
- ⑤ 申込みに関する書類は返却されません。

<問い合わせ先>

〒484-8501 犬山市大字犬山字東畑3 6 犬山市役所 経営部 経営改善課

Tel : 0568-44-0301 Fax : 0568-44-0360 E-mail : furusato-kifu@city.inuyama.lg.jp